

# 国立情報学研究所目録所在情報サービス等プライバシーポリシー

〔令和7年2月21日〕  
制 定

このプライバシーポリシー（以下、「本ポリシー」という。）は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の一研究所である国立情報学研究所（以下、「研究所」という。）が提供する目録所在情報サービス等（以下、「本サービス」という。）における個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

- 第1章 総則（第1条・第2条）
  - 第2章 利用担当者の個人情報（第3条―第6条）
  - 第3章 書誌情報に含まれる個人情報（第7条―第10条）
  - 第4章 一般利用者の個人情報（第11条―第14条）
  - 第5章 雑則（第15条―第18条）
- 附則

## 第1章 総則

（適切な管理）

第1条 研究所は、情報・システム研究機構個人情報保護規程に従い、本サービスにおける個人情報を適正に管理し、不正利用及び漏洩等の防止対策を講じるものとする。

（用語の定義）

第2条 本ポリシーでは、次の各号に定める用語を用いる。

### 一 目録所在情報サービス等

目録所在情報サービス、ILL 文献複写等料金相殺サービス及び NACSIS-CAT/ILL Q&A DB のことをいい、あわせて「本サービス」という。

### 二 参加館情報管理システム

目録所在情報サービス及び ILL 文献複写等料金相殺サービスへの参加申込に際して利用する電子申請システムのことをいう。

### 三 利用登録・利用申請

本サービスを利用するための登録や申請のことをいう。参加館情報管理システムを用いた利用申請がある。

#### 四 利用担当者

本サービスを利用し、または利用しようとする参加館の担当者のことをいう。利用登録・利用申請をして利用する者と、利用登録・利用申請をしないで利用する者を含む。

#### 五 参加館

本サービスを利用する図書館等の組織のことをいう。国立情報学研究所目録所在情報サービス利用規程第3条で定める「利用者」。

#### 六 一般利用者

本サービスを利用して研究所及び参加館が一般に提供するサービスの利用者のことをいう。

#### 七 利用規程等

本サービスのうち、目録所在情報サービスについての以下の利用規程、利用細則のことをいう。

- イ 国立情報学研究所目録所在情報サービス利用規程
- ロ 国立情報学研究所目録所在情報サービス利用細則
- ハ 国立情報学研究所 ILL 文献複写等料金相殺サービス利用規程
- ニ 国立情報学研究所 ILL 文献複写等料金相殺サービス利用細則

#### 八 書誌情報

著者名、タイトル、版表示、出版者名、ページ数、大きさ、シリーズ名、ISBN、ISSN、巻号、価格等の情報のことをいい、以下のとおり取得する。

- イ 目録所在情報サービス参加館からの提供
- ロ 一般に公表されているデータベースからの提供

### 第2章 利用担当者の個人情報

(取得する個人情報)

第3条 研究所は、本サービスを通じて、利用担当者の個人情報として、氏名、所属先、職名、所属先の郵便番号、所属先の住所、所属先の電話番号、所属先のメールアドレス、所属先の銀行口座情報等の情報を取得する。

(利用目的)

第4条 研究所は、利用担当者の個人情報を、以下の利用目的及び法令で認められている

範囲で利用するものとする。ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除くものとする。

- 一 参加館及び利用担当者の利用登録・利用申請に基づく承認等のため。
- 二 本サービスを提供するにあたり参加館及び利用担当者の認証を行うため。
- 三 参加館及び利用担当者に対して本サービスを提供するため。
- 四 参加館及び利用担当者への通知・連絡のため。
- 五 利用担当者に対し本ポリシーの遵守及び履行を求めるため。
- 六 参加館の利用担当者間で連絡するため。
- 七 セキュリティインシデントが発生した場合、または、発生の恐れがある場合に関係機関に提供するため

(第三者提供)

第5条 研究所は、以下の場合を除き、利用担当者の個人情報を第三者に提供することはない。また、以下の場合においても個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合、利用担当者の情報を第三者に提供することはない。

- 一 利用担当者の同意がある場合。
- 二 法令で認められている場合。
- 三 学術研究の成果を公表し又は教授する場合。
- 四 研究所と学術共同研究を行う第三者、又は研究所の同意のもと学術研究目的を有する第三者へ提供する必要がある場合。
- 五 参加館間で連絡に利用する場合
- 六 セキュリティインシデント等の対応のため機関を含む第三者に提供する場合。

2 研究所は、本サービスの利用担当者の個人情報を含むデータを統計化した形で関係機関に提供、又は公表することができるものとする。

(取得した情報の破棄)

第6条 研究所は、本サービスの利用担当者の個人情報を含むデータを、本サービスの終了後、相当期間のうちに破棄する。

### 第3章 書誌情報に含まれる個人情報

(取得する個人情報)

第7条 研究所は、本サービスを通じて、書誌情報に含まれる個人情報として、著者名、生没年、職業、専門分野等の各情報を取得する。

(利用目的)

第8条 研究所は、書誌情報に含まれる個人情報を、以下の利用目的及び法令で認められ

ている範囲で利用するものとする。ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除くものとする。

- 一 利用規程等に則して、参加館及び利用担当者に提供するため。
- 二 本サービスにおける目録を作成し、公開するため
- 三 本サービスのためのデータ処理技術や、新しい情報技術の探究などの研究・開発における利用（学術研究か否かを問わない。）を行うため。

（第三者提供）

第9条 研究所は、以下の場合について、書誌情報に含まれる個人情報を第三者に提供することがある。また、以下の場合においても個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合、書誌情報に含まれる個人情報を第三者に提供することはない。

- 一 本サービスの書誌情報を参加館に供し、参加館が書誌情報を閲覧、利用できるようにすることで、書誌情報を第三者に提供する場合。
- 二 本サービスの書誌情報を、研究所が第三者に利用許諾し又は提供することで、データを提供する場合。なお、研究所の第三者への利用許諾には当該第三者が別の第三者に対して当該データの再利用許諾をすることが可能な利用許諾が含まれる。

2 研究所は、書誌情報に含まれる個人情報を含むデータを統計化した形で関係機関に提供、又は公表することができるものとする。

（取得した情報の破棄）

第10条 研究所は、本サービスの書誌情報に含まれる個人情報を含むデータを、本サービスの終了後、相当期間のうちに破棄する。

#### 第4章 一般利用者の個人情報

（取得する個人情報）

第11条 研究所は、本サービスを通じて、一般利用者の個人情報として、氏名、所属先、所属先の郵便番号、所属先の住所、所属先の電話番号、所属先のメールアドレス等の情報を取得する。

（利用目的）

第12条 研究所は、一般利用者の個人情報を、以下の利用目的及び法令で認められている範囲で利用するものとする。ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除くものとする。

- 一 一般利用者の本サービスの利用のため。
- 二 一般利用者への通知・連絡のため。
- 三 一般利用者に対し本ポリシーの遵守及び履行を求めるため。

四 参加館間で一般利用者の個人情報をやり取りするため。

五 セキュリティインシデントが発生した場合、または、発生のある恐れがある場合に関係機関に提供するため。

(第三者提供)

第13条 研究所は、以下の場合を除き、一般利用者の個人情報を第三者に提供することはない。また、以下の場合においても個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合、一般利用者の情報を第三者に提供することはない。

一 一般利用者の同意がある場合。

二 法令で認められている場合。

三 学術研究の成果を公表し又は教授する場合。

四 研究所と学術共同研究を行う第三者、又は研究所の同意のもと学術研究目的を有する第三者へ提供する必要がある場合。

五 参加館間で連絡に利用する場合

六 セキュリティインシデント等の対応のため機関を含む第三者に提供する場合。

2 研究所は、本サービスの利用担当者の個人情報を含むデータを統計化した形で関係機関に提供、又は公表することができるものとする。

(取得した情報の破棄)

第14条 研究所は、本サービスの一般利用者の個人情報を含むデータを、本サービスの終了後、相当期間のうちに破棄する。

## 第5章 雑則

(開示等の請求)

第15条 本人が個人情報の開示等の請求(利用目的の通知、個人情報又は第三者提供記録の開示、訂正・追加・削除、利用の停止・第三者提供の停止の請求をいいます。)を希望する場合には、本人であることを確認の上、個人情報保護法の定めに従って対応する。

(問い合わせ窓口)

第16条 本サービスにおける個人情報の問い合わせの窓口は以下のとおりとする。

国立情報学研究所学術基盤推進部学術コンテンツ課

(改訂等)

第17条 研究所は、必要に応じて本ポリシーを改訂することができるものとする。研究所は、改訂に先立ち、改訂後の本ポリシーを本サービスのホームページ上に掲載し又は研究所が相当と判断する方法で利用担当者に通知するものとする。

(準拠法、裁判管轄等)

第18条 本ポリシーは、日本法に準拠し、同法により解釈、執行される。このポリシーは、日本語で作成されたもののみが効力を有し、他の言語のものは翻訳であり、いかなる法的効力又は影響力も持たないものとする。

2 本ポリシーに関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 附 則

本ポリシーは令和7年2月21日に公開し、同年5月1日から適用する。